

## 処 分 基 準

平成19年7月20日作成

法 令 名 : 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
根 拠 条 項 : 第9条
処 分 の 概 要 : 指定法人の指定の取消し
原権者(委任先) : 三重県公安委員会
法 令 の 定 め : 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第1条第2項(指定の基準) 同第7条(是正又は改善の勧告)
処 分 基 準 : 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第9条各号に該当する場合、帰責事由が無い場合又は悪性のごく軽微な場合であって、是正等することができ、現に是正等しようとしているとき等を除き、指定を取り消すこととする。
問 い 合 わ せ 先 : 三重県警察本部生活安全部生活安全企画課 (059-222-0110)
備 考 :